

(表面のつづき)

[個人所得課税]関係

【見直し】未婚のひとり親に対する税制上の措置 及び 寡婦(寡夫)控除の見直し

現在、寡婦(夫)控除の対象には未婚のひとり親は含まれていませんでした。控除額は、27万円 → 35万円へ引き上げられ、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」解消のために見直しが入ります。令和2年分以後の所得税について適用されます。



【創設】国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

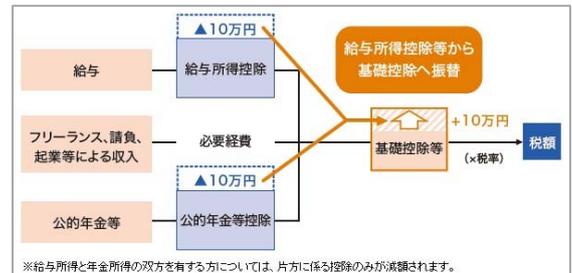
国外の中古建物を取得し、貸し付けている(不動産所得を有する)場合、その国外不動産の所得で損失があるときは、その損失のうち減価償却費に相当する金額は無かったものとされます。

[平成30年度改正]おさらい

【見直し】給与所得控除(公的年金等控除)から基礎控除への振替 基礎控除の適正化(合計所得 2,400万円超から逡減)

平成30年度改正のなかで、一番の話題でした。いよいよ令和2年より適用が始まります。

“「働き方の多様化」を踏まえた改正”といわれています。皆さまの実感はいかがでしょうか。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

財務省ウェブサイト掲載 パンフレット「平成30年度 税制改正」より

事務所こらむ

消費税率アップ・軽減税率開始から3ヶ月が経ちました。経理書類について、私たちからのお願いです。

増税と軽減税率で、ご準備に翻弄された方、開始してからは、会計入力に思いのほか時間を要している方、さまざまなお声をお聞かしています。私たちも実際の証憑書類(ご請求書、領収書、レシートなど)を拝見し、本当に大変な改正が行われたものだと思感する毎日です。

年頭にあたり、改めて会計処理についてのお願いです。

領収書(レシート)に消費税率や軽減税率商品の記載がされているか、必ず、ご確認ください!

購入品の明細が領収書に続けて記載されているからか[領収書]部分には税率が記載されていないレシートがあることも確認しております。消費税額の計算方法により、そのレシートでは会計処理が出来ない場合もあります。

ゴルフ場の領収書でも、軽減税率商品が含まれることもあるようです。クレジットカードをご利用された場合も同様です。

適正な会計処理のため、ご多用の中で恐れ入りますが、引き続きのご理解をお願いいたします。

【編集後記】

皆さま、あけましておめでとうございます。定期的に皆さまのお時間をいただいたり、この事務所通信をお届けしたりすることで皆さまとお話しができていたことを大変嬉しく思っております。今年も、皆さまの事業のご発展のため、お役に立てるよう、私たちも努力してまいります。今年もよろしくお願いいたします。

